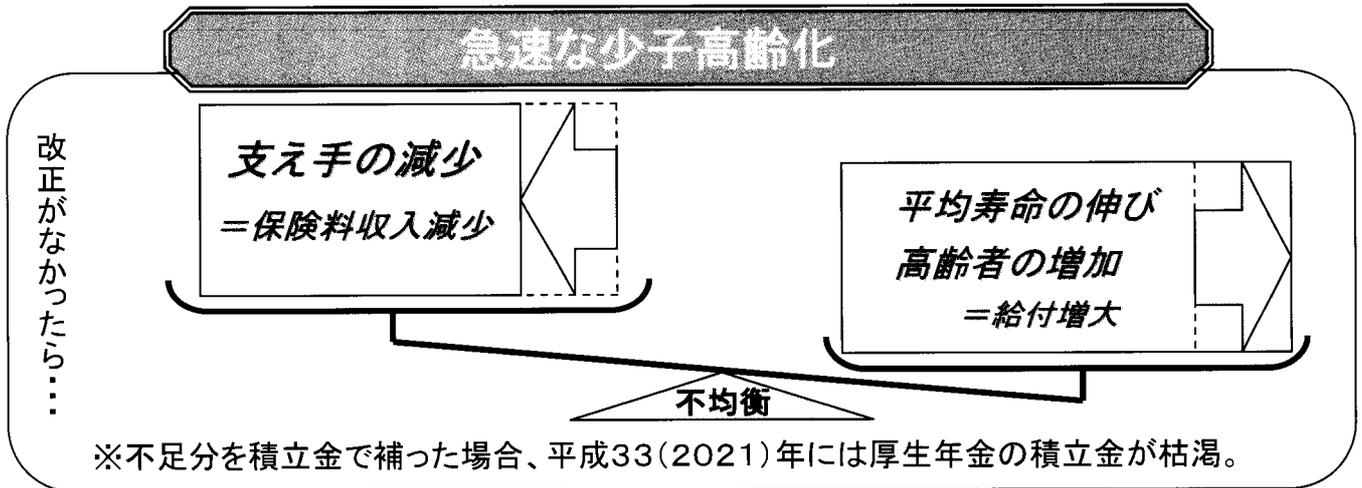


給付と負担の見直しの骨格

基本的な考え方

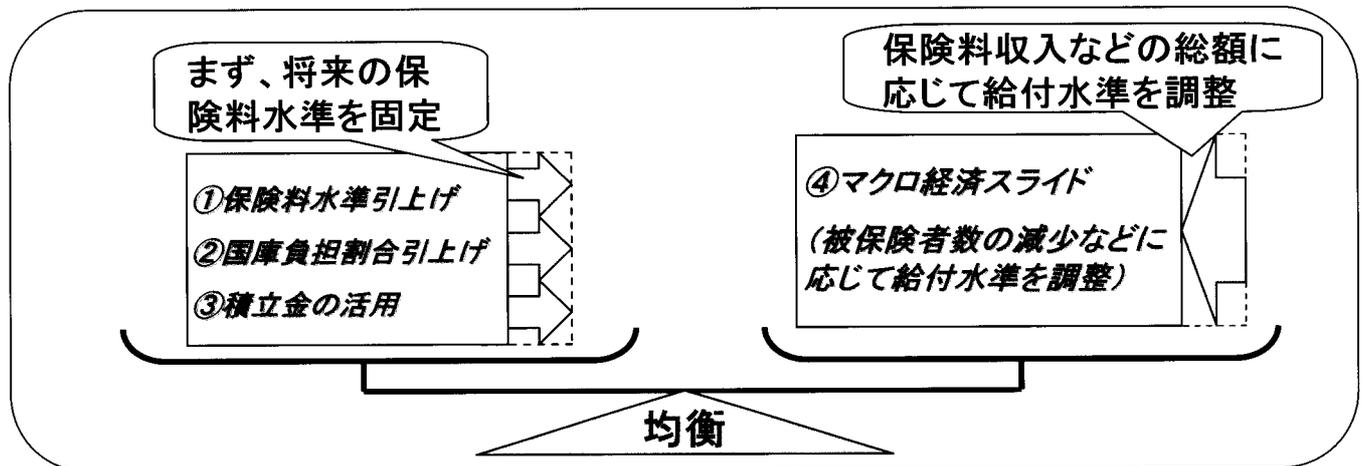
(改正前) まず給付水準を設定し、必要な負担(保険料)水準を設定

(今回改正) まず将来の負担の上限を設定し、その範囲内で給付水準を調整



年金制度改正

【財政均衡期間(概ね100年間)の給付と負担のバランス(イメージ)】



- ① 保険料の引上げを極力抑制し、将来の水準を固定します。
- ② 基礎年金の国庫負担割合を1/2へ引き上げます。
- ③ 次世代や次々世代の給付に充てるため、積立金を活用します。
- ④ 年金を支える力(被保険者数)の減少などに応じ、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入します。
- ⑤ 老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保します。

保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定します。

[改正前]

- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

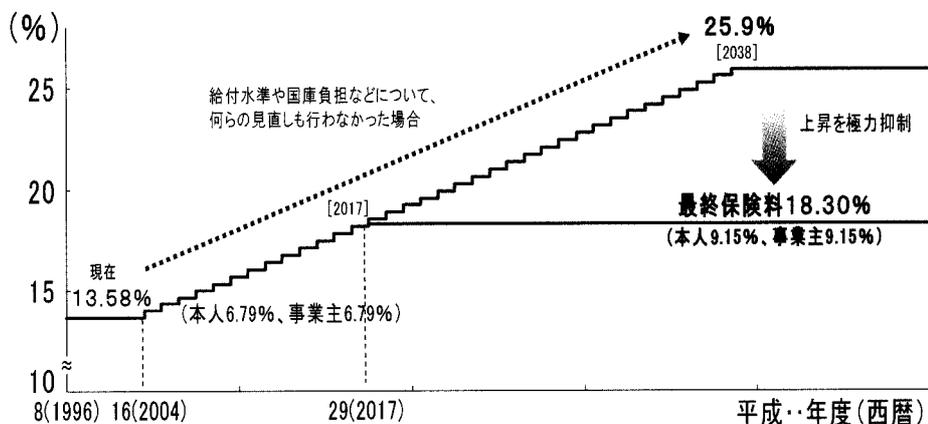
2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%
(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 16,900円
(平成17年4月から毎年280円引上げ)

(いずれも平成16年度価格)

※ 保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記

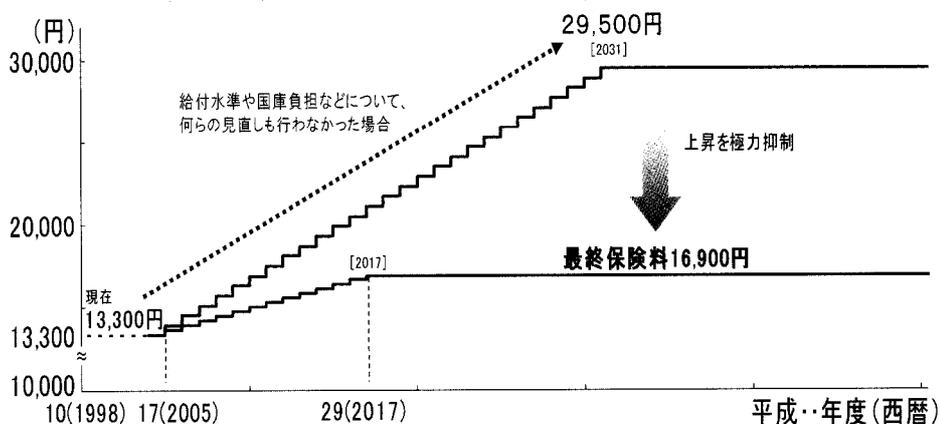
厚生年金の保険料率



注：保険料率は、全て総報酬ベース。

※ 平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人の負担増
→ 毎月月額650円、ボーナス1回1,150円(年2回)

国民年金の保険料



注：保険料は、平成16(2004)年度価格。ただし、平成15年度以前は、名目額。

※「平成16年度価格」とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。したがって、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化します。

基礎年金への国の負担を 1/3 から 1/2 に引き上げます。

[改正前]
基礎年金の国庫負担
割合は1/3

平成16年度から1/2への引上げに着手
平成21年度までに完全に引上げ
〈それまでの道筋を法律上明記〉

1/2への引上げの道筋

平成16 (2004) 年度：着手

財源：年金課税の見直し

年金課税の見直しによる増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円（国庫負担割合11/1000に相当）を基礎年金の国庫負担に充当
※平成17年（暦年）の所得から適用なので、平成16年度の充当分はその1/6(272億円)

平成17 (2005) 年度・18 (2006) 年度
：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改正大綱】

「平成17年度及び平成18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。」

平成19 (2007) 年度を目途

【平成15年12月与党税制改正大綱】

「平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。」

平成21 (2009) 年度までに
：2分の1への引上げ完了

次世代や次々世代の給付に充てるため、積立金を活用します。

[改正前]

将来にわたり永久に年金財政を均衡させるため、一定の積立金の保有が前提

おおむね100年間で財政均衡を図る仕組みとし、積立金は、その財政期間の終了時に給付費1年分程度を維持することとし、次世代や次々世代の給付に充てることとします。

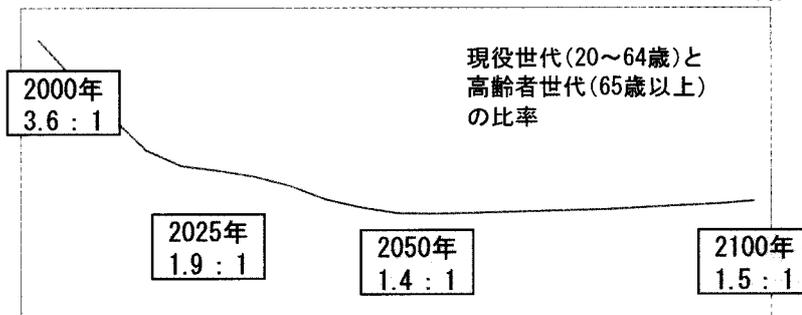
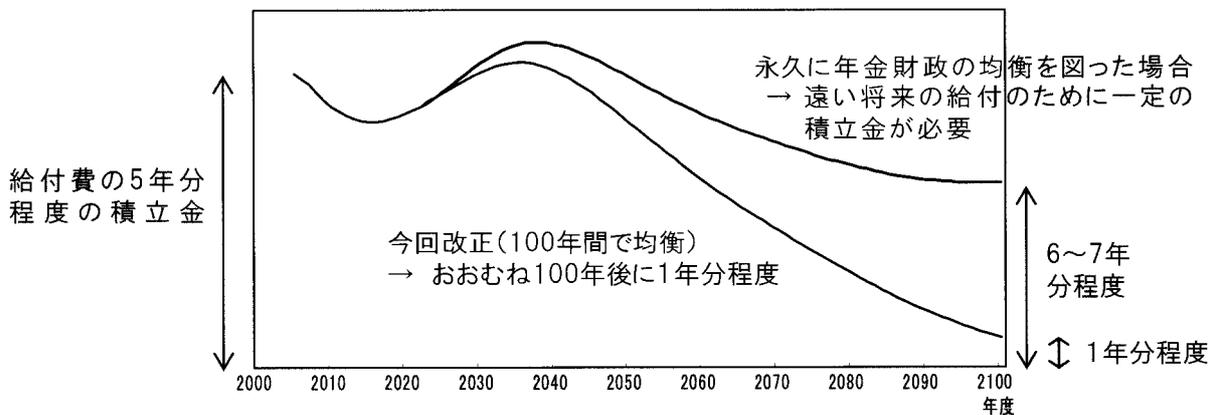
これにより、保険料水準の上昇が抑制されます。

将来にわたり永久に年金財政を均衡させる従来の仕組みでは、はるか遠い将来の給付に要する財源に充てるために、6~7年分もの膨大な積立金を保有することが必要となります。

こうした仕組みを改め、おおむね100年間で財政均衡を図ることとし、積立金は、その財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度を保有することとしつつ、次世代及び次々世代の給付に充てることとします。

積立金の見通しのイメージ(厚生年金)

(平成16年度価格でのイメージ)



年金を支える力と給付のバランスを取れる仕組みにします。

[改正前]

- 年金を初めてもらうとき
→ 賃金の伸びで改定
- 年金をもらっている人
→ 物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入します。

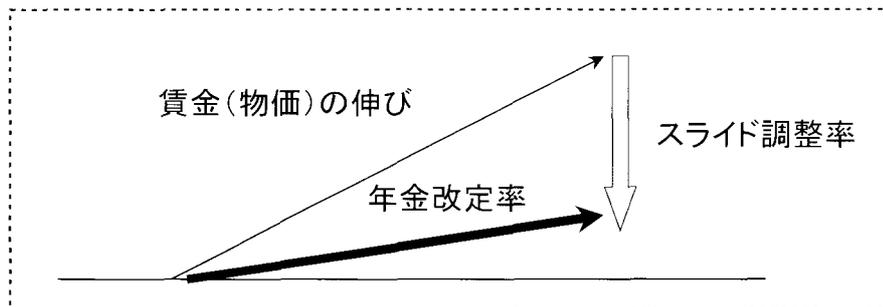
新しい年金額の調整の仕組み

年金を初めてもらうとき : 賃金の伸び率 - スライド調整率※

年金をもらっている人 : 物価の伸び率 - スライド調整率※

※ スライド調整率:

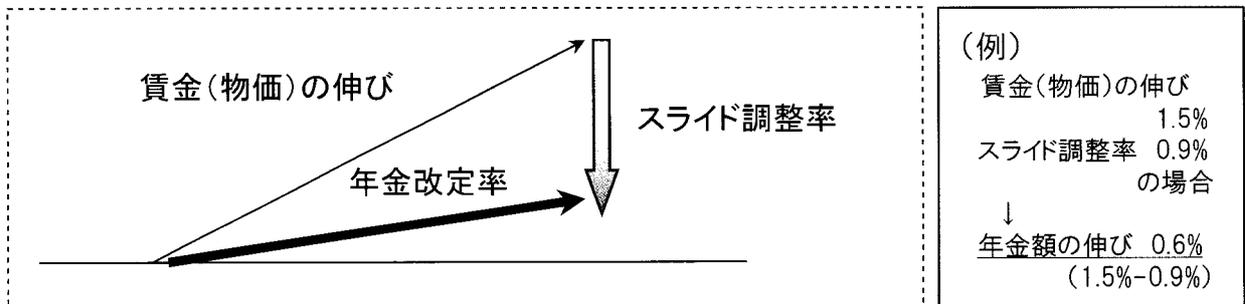
公的年金全体の被保険者数の減少率 + 平均余命の延びを勘案した一定率(0.3%)
→ 2025年度までは平均年0.9%程度となる見込み



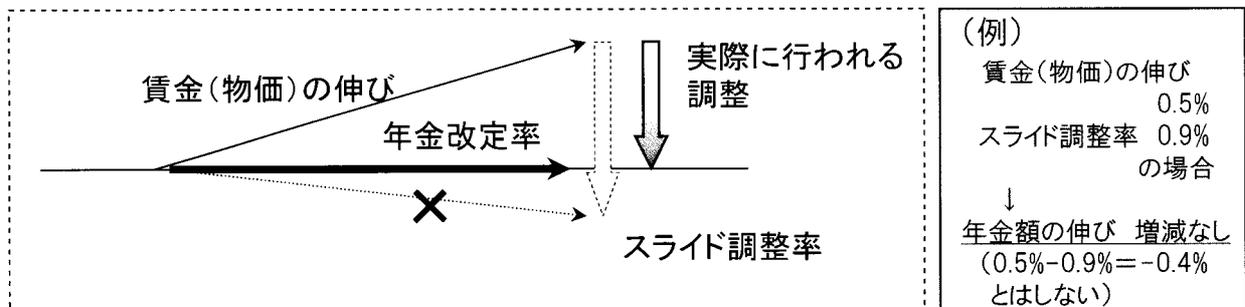
- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(給付費1年分程度)を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始します。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えていきますが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑えることとします。(この仕組みを、「マクロ経済スライド」と言います。)
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了します。

- 新しい年金額の調整の仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが【図1】、
- ・ 賃金や物価の伸びが小さく、適用した場合には名目額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます。したがって、名目の年金額を下げることはありません。【図2】
 - ・ 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、調整は行いません。したがって、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金額を下げることはありません。【図3】

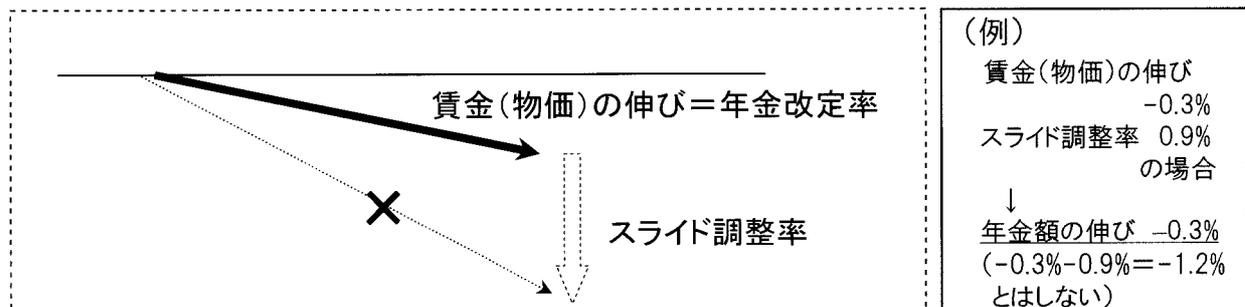
【図1】 ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



【図2】 賃金(物価)の上昇が小さい場合



【図3】 賃金(物価)が下落した場合



老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保します。

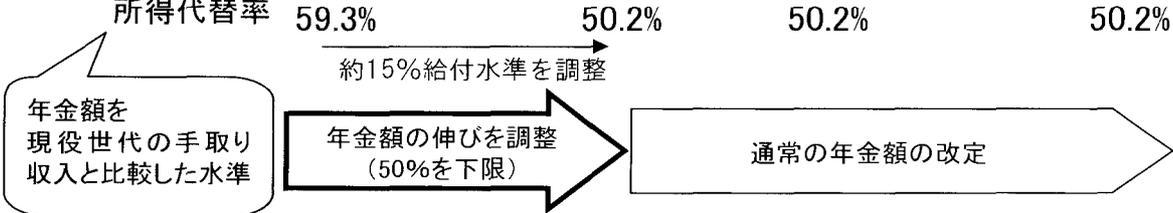
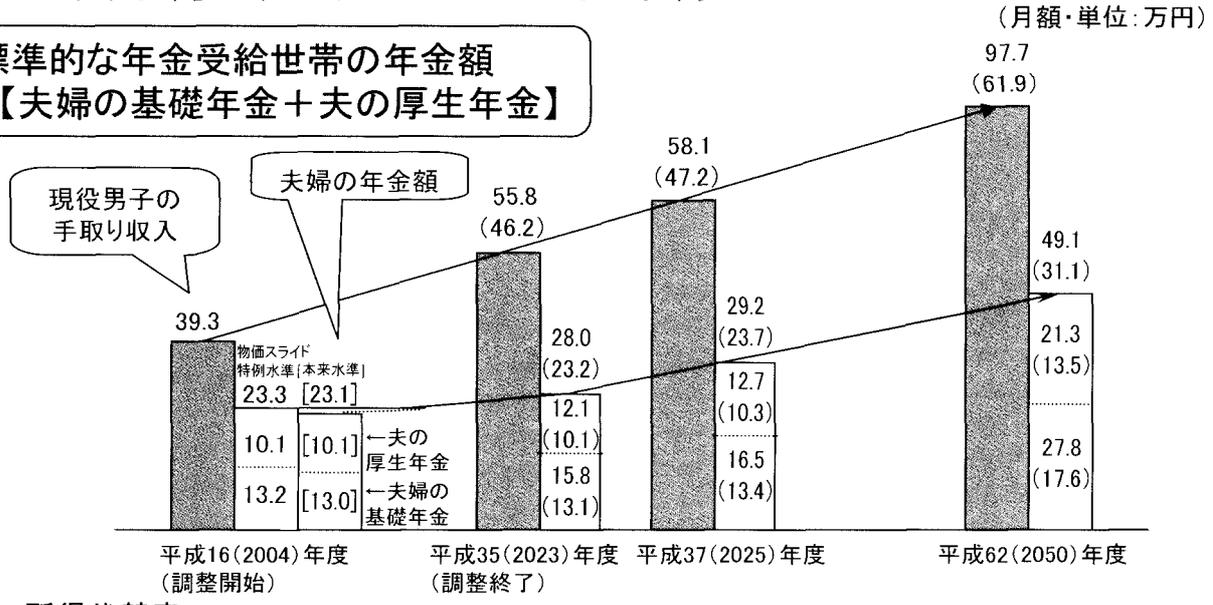
自動調整の仕組みだけでは、給付水準が際限なく下がる可能性

標準的な年金受給世帯※の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)は、現役世代の平均手取り収入の50%を上回る水準を確保します。(平成35(2023)年度以降50.2%)
 ※ 標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいいます。

年金を受給し始めた時の年金額の見込み

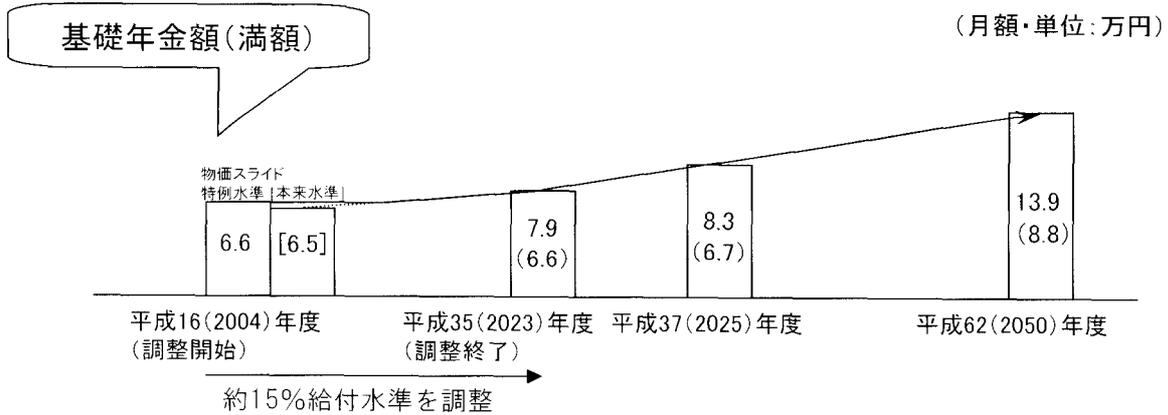
- ・各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
- ・「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7%かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
- ・「本来水準」は、1.7%のかさ上げのない水準。

標準的な年金受給世帯の年金額【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】



◎ 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加しますが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなります。

基礎年金のみを受給する方の年金額【本人の基礎年金】



- ◎ 基礎年金は、収入に関わらず定額の給付であるため、給付水準やその下限を、現役世代の手取り収入と比較した水準で示すことはできませんが、厚生年金と同じマクロ経済スライドにより基礎年金額が調整されます（約15%給付水準を調整）。

- 基礎年金・厚生年金とも、通常は賃金(物価)上昇率で改定が行われますが、年金額の伸びを調整する期間(マクロ経済スライドを適用する期間)は、賃金(物価)上昇率から調整率(公的年金の被保険者数の減少率・平均余命の伸びを勘案した一定率)を差し引いた率で改定します。この調整は基礎年金・厚生年金とも同様に行われます。

Q1. マクロ経済スライドによる調整は、すぐに始まるのですか。

A1. 平成16年度に現に受給者に支払われている年金額は、物価スライド特例法によって、本来の年金額よりも1.7%かさ上げされた額になっています。今後、賃金や物価が上昇した場合には、この1.7%のかさ上げ分の解消をまず行うことになっていますので、その終了後にマクロ経済スライドによる調整が始まります。

Q2. 給付水準が50%を割り込むことが予想される時は？

A2. 少なくとも5年に1度の財政検証の際、次の財政検証までに50%を割り込むことが予想される場合は、マクロ経済スライドによる年金額の調整を停止し、給付や負担の在り方について再検討することとしています。

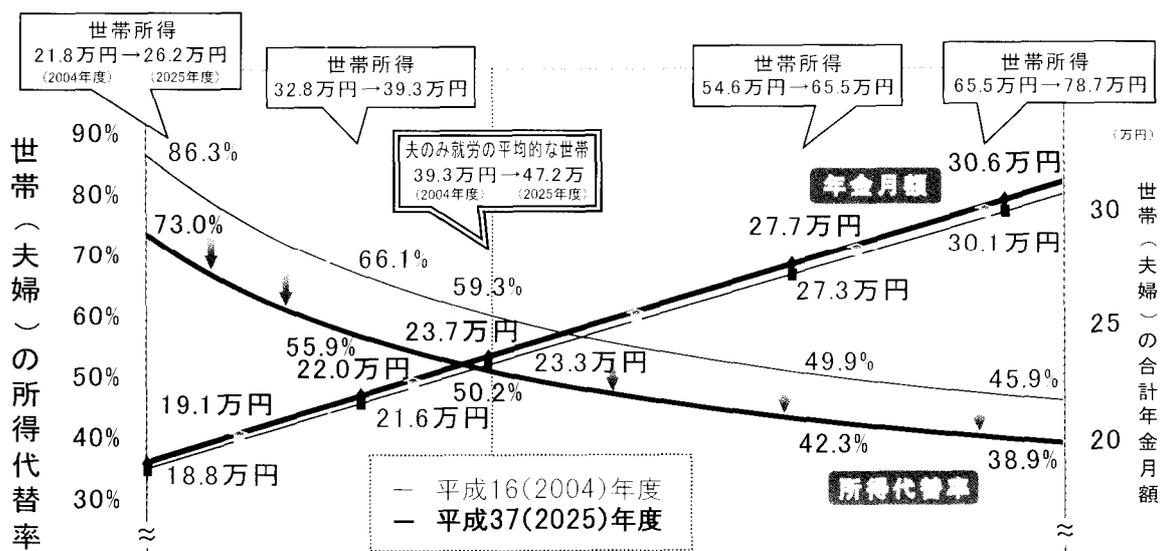
○給付水準の下限50%は、標準的な年金受給世帯についての水準であり、世帯類型や所得によって所得代替率は違ってきます。これは、厚生年金では、所得再分配の機能を持たせることにより、世帯一人当たりの所得の低い世帯に相対的に手厚い給付を行う仕組みとなっていることによるものです。



- ①世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも高かった世帯の場合
＝年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を下回ることとなります。
- ②世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも低かった世帯の場合
＝年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を上回るることとなります。

○なお、単身世帯については、基礎年金が一人分になりますので、標準的な年金受給世帯と比べれば、相対的に所得代替率は低くなりますが、単身世帯の中で見ると、所得の高い人ほど所得代替率は低く、所得の低い人ほど所得代替率は高くなります。

世帯の所得による所得代替率の変化



○ 世帯所得は、手取り資金(ボーナス込み年収の月額換算値)です。
 ○ 2025年度年金額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値です。
 ○ 所得代替率 = 年金額 ÷ 手取り資金(ボーナス込み年収の月額換算値)